

東神奈川リハビリテーション病院

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 東神奈川リハビリテーション病院が開設する訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（以下、「事業所」という。）が行う訪問リハビリテーション事業、介護予防訪問リハビリテーション事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士、（以下「従事者」という。）が、医師が事業の必要を認めた要介護者、要支援者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション（以下、「訪問リハビリテーション等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業の実施に当たっては、要介護者等の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の支援、機能訓練等の必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、横浜市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 東神奈川リハビリテーション病院
- 二 所在地 横浜市神奈川区西神奈川 1-13-10

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(常勤兼務)
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。
- 二 理学療法士又は作業療法士 いずれか1名(常勤兼務)
理学療法士又は作業療法士は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 : 月曜日から金曜日までとする。土日祝日、12月29日から1月3日を除く。
- 二 営業時間 : 9:00~17:00
- 三 サービス提供時間: 9:00~17:00

(訪問リハビリテーション等の利用料その他の費用額)

第6条 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣又は横浜市長が定める基準によるものとし、当事業所等が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う等に要した交通費は、規定にもとづき請求する。
- 3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。
- 4 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとの区分)について記載した領収書を交付する。
- 5 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(訪問リハビリテーションのサービス内容)

第8条 訪問リハビリテーションは、計画的な医学管理を行っている当院医師の指示にもとづき、居宅を訪問し基本動作能力又は応用動作能力、社会適応能力の回復を図るために必要な訓練や指導を行う。具体的内容は、次の通りとする。

- 一 日常生活動作
- 二 屋外歩行や公共交通機関利用訓練等（手段的日常生活動作訓練）
- 三 機能訓練
- 四 バイタルチェック
- 五 介助指導
- 六 住環境整備
- 七 福祉用具相談
- 八 家族への指導

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、神奈川区全域、港北区の一部（篠原西町、篠原台町仲手原）とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業所の職員は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 3 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情に対する対応方針)

第11条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

- 2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により横浜市からの文書の提出若しくは提示の求め又は質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従う。

(事故発生時の対応)

第 12 条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。

(個人情報の保護)

第 13 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(損害賠償)

第 14 条 事業所は、サービス提供にあたり利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合、その損害を賠償する。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではない。

(虐待の防止に関する事項)

第 16 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- 二 虐待の防止のための指針を整備する
- 三 従業者に対し、虐待防止のための研修会を定期的実施する
- 四 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 15 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後三ヶ月以内
- 二 継続研修 年 1 回

2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、通所介護等の提供に関する記録を整備し、保管する。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は東神奈川リハビリテーション病院と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は令和2年9月1日から施行する。

令和5年5月1日改訂